

津市公告第 8 1 号

条件付一般競争入札を執行しますので、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 6 第 1 項及び津市契約規則（平成 1 8 年津市規則第 4 0 号）第 4 条の規定により、次のとおり公告します。

令和 8 年 7 月 1 日

津市長 前 葉 泰 幸

別紙のとおり

1 入札に付する事項

- (1) 件名 保育所等における保育ICT用タブレット型パソコンの購入
- (2) 規格 別紙仕様書のとおり
- (3) 数量 212台
- (4) 納入期限 令和9年2月26日
- (5) 納入場所 別紙仕様書のとおり

2 入札参加者に必要な参加要件

本件の条件付一般競争入札に参加できる者は、次の各号のいずれにも該当する者とし、本件入札の参加資格の認定を受けた者とします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者。
- (2) 津市契約規則（平成18年津市規則第40号）第7条に規定する令和8年度津市競争入札参加資格者名簿（物品・業務委託）の希望業種「事務用機器・OA機器及び関連製品」のうち「パソコン本体」に登載されており、津市内に本社または本店を有する者（市内業者）。
- (3) 本公告日から本契約締結日までの間に、津市建設工事等指名停止基準（平成21年4月8日施行）による指名停止（指名等見合わせを含む。）期間中でない者。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立て、会社法（平成17年法律第86号）に基づく清算の開始又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条の規定による改正前の商法（明治32年法律第48号）に基づく整理開始の申立て若しくは通告がなされていない者であること。ただし、民事再生法に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされた者であっても再生計画又は更生計画が認可された者を除く。
- (5) 手形交換所から取引停止処分を受けるなど経営状態が著しく不健全でない者。
- (6) 自己又は自社の役員等が次の各号のいずれにも該当するものでないこと及び次のアからキまでに掲げる者がその経営に実質的に関与していないこと。

- ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

3 本件入札の参加申込みに係る書類の配布

(1) 期間

令和8年7月1日から同年7月10日まで（土日を除く）

※ 津市条件付一般競争入札参加申込期限が令和8年7月10日正午のため注意すること。

(2) 時間

午前8時45分から午後4時まで

(3) 場所

津市総務部調達契約課物品調達契約担当

（下記【提出及び問い合わせ先】参照。以下同じ。）

(4) 上記以外の配布先

インターネットによるダウンロードサービス

津市ホームページ「産業・しごと」 「入札・契約」 「物件・業務委託関係」

(https://www.info.city.tsu.mie.jp/sangyou_shigoto/nyuusatsu_keiyaku/1003872/index.html)

4 質疑等の受付

仕様書等について質問がある場合は、下記のとおり提出期限までに質問書を提出すること。

(1) 提出期限

令和8年7月7日（火）正午まで

(2) 方法

質疑等は、公告において示す参加要件を有する者に限って指定の質問書（第1号様式）により、(3) 提出場所へ持参、若しくはFAXで受け付けます。電話、口頭、電子メール等によるものや、提出期限を過ぎて提出されたものは受け付けません。

なお、FAXの場合は、質問書の提出期限必着とし、必ず電話により着信の確認を行うこと。

(3) 提出場所

津市総務部調達契約課物品調達契約担当

(4) 質疑等に対する回答は、令和8年7月8日（水）に、津市ホームページ「産業・しごと」「入札・契約」「物件・業務委託関係」において公開することとし、津市総務部調達契約課物品調達契約担当でも配付する。

回答に当たっては、質疑等を行った者の名称等は公表しません。

また、意見の表明と解されるものについては、回答しない場合があります。回答に対する再度の質問は認めないので、質問書には質問内容を明確に記載し提出すること。

5 同等品の申請について

同等品（OEM販売品を含む）によって、本入札に参加しようとする場合は、令和8年7月10日（金）正午までに、津市総務部調達契約課物品調達契約担当へ同等品申請書（第2号様式）により申請すること。

また、同等品申請に係る詳細については、入札参加条件（第3号様式）を確認すること。

なお、同等品認定結果は申請書受理後、令和8年7月15日（水）正午までに申請者に回答します。

6 入札参加資格の確認等

(1) 本件の条件付一般競争入札に参加しようとする者は、津市条件付一般競争入札参加申込書等を提出し、入札参加資格の確認を受けること。

ア 提出期限 令和8年7月10日（金）正午まで

イ 提出場所 津市総務部調達契約課物品調達契約担当

ウ 提出方法 持参によることとし、その他の方法は認めません。

(2) 提出書類

ア 津市条件付一般競争入札参加申込書（第4号様式）

イ 宣誓書（第5号様式）

(3) 入札参加資格の審査結果については、参加申し込みのあった者全員に令

和8年7月15日（水）正午までに、津市条件付一般競争入札参加資格審査確認結果通知書（第6号様式）により通知します。

7 入札及び開札の日時

令和8年7月21日（火） 午前11時00分から

※ 定刻になっても出席のない場合は棄権とみなします。

※ 入札参加者は、入札書の投函の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができます。この場合において、以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではありません。

8 入札及び開札の場所

津市役所本庁舎7階入札室

9 入札保証金

免除

10 入札の無効

次の各号のいずれかに該当するときは、その入札は、無効とします。

- (1) 競争入札に参加する資格のない者が入札をしたとき。
- (2) 入札参加申込書等の提出資料に虚偽の記載があるとき。
- (3) 入札参加申込書等の提出資料（同等品申請書関係書類を除く。）に不備があるとき。
- (4) 入札者が同一事項の入札に対し2以上の入札をしたとき。
- (5) 入札者又はその代理人が他人の入札の代理をしたとき。
- (6) 著しく信義に反する行為をしたとき。
- (7) 入札に際して連合等の不正行為があったとき。
- (8) 入札書に入札者の記名押印のないとき。
- (9) 入札金額を訂正しているとき。
- (10) 入札書に日付の記載がないとき。
- (11) 入札書に記載した金額その他載事項が不明確なとき。
- (12) 入札書に指定された事項が記載されていないとき。
- (13) 入札書を封入する封筒に記載された件名と同封された入札書の件名が異なるとき。
- (14) 入札書を封入する封筒表面に入札件名のないとき又は入札件名が異なるとき
- (15) 入札書を封入する裏面に封印のないとき
- (16) 入札者確認票（第7号様式）を提出しない入札代理人が入札を行ったと

き。

- (17) 再度入札において、当該再度入札前の入札における最低入札金額以上の入札金額を記載して入札を行ったとき。
- (18) 意思表示が民法上無効とされる入札をしたとき。
- (19) 前号までに掲げるもののほか、本市が特に指定した事項に違反したとき。

11 公正な入札の確保

- (1) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはなりません。
- (2) 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札参加意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を決定しなければなりません。
- (3) 入札参加者は、開札の前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはなりません。

12 契約保証金

契約の締結の際に契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければなりません。ただし、規則第28条第1項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付を免除します。

13 契約書作成の要否

契約書作成は要とします。

14 その他の注意事項

- (1) 入札に関する行為をする者は、入札室へ入室後、入札者確認票を提出すること。
- (2) 指定の入札書（第8号様式）により、仕様書に基づき入札金額等を記載の上、封書し、入札者の所在地、商号（名称）、代表者氏名、印（津市競争入札参加資格者名簿登録時の使用印鑑届に押印された印）、入札金額等を鮮明に表示すること。

なお、入札書は、封筒に封入し、件名、商号（名称）等を記載し、封印をすること。

- (3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税対象事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金

額を入札書に記載すること。

なお、落札は、予定価格の範囲内で最低価格入札者とします。

- (4) 再度入札を行う場合があるので、入札書の予備を複数枚用意すること。
- (5) 予定価格の範囲内で同価格の最低価格入札者が2者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定します。
- (6) この契約の締結については、津市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成18年津市条例第53号）に該当するものであり、本市議会の議決を要するものであるため、落札後速やかに仮契約を締結し、当該議決を経た後、契約保証金その他の契約条件の適合をもって本契約とします。
- (7) 本件入札に係る費用は、すべて入札参加者の負担とします。
- (8) 談合情報、天災その他やむを得ない事由により入札を行うことができないときは、入札を延期又は中止することがあります。なお、入札の中止等に至った場合においても、見積りにかかる費用その他入札に係る一切の費用は補償しません。
- (9) その他、入札参加者は、津市条件付一般競争入札参加者心得（第9号様式）に留意の上、入札を行うこと。
- (10) 入札について不明な点等が生じた場合は、必ず令和8年7月17日午後4時までに、津市総務部調達契約課物品調達契約担当に確認すること。

【提出及び問い合わせ先】

津市総務部調達契約課物品調達契約担当

津市西丸之内23番1号 津市役所7階

電話番号 059-229-3121

FAX 059-229-3333